

政策Ⅱ-1-(1)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	投資サービスに関する制度整備
16年度重点施策	投資サービスにおける投資者保護の拡充
参考指標	金融審議会等での検討状況

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること

3. 政策の内容

今事務年度においては、外国為替証拠金取引に基づく被害の拡大を防止するため、外国為替証拠金取引が先物取引と同様の性質を有するデリバティブ取引であると整理し、金融先物取引法を改正することにより、外国為替証拠金取引を取扱う業者に対し、金融・証券先物取引に関するルールに倣ったルールに基づいて、行政による監督がなされるよう、所要の法案（金融先物取引法案）を国会に提出し、政令・府令を整備することとしました。

また、21世紀の金融を支える新しい枠組みとして、縦割り規制から、機能別・横断的なルールに転換する等の観点に立って、金融サービスに関するルールの整備を進めていくことが重要です。このため、適切な利用者保護と公正・効率・透明な市場の構築を目的として、「投資サービス法（仮称）」の制定に向けた検討を開始することとしました。

4. 現状分析及び外部要因

わが国経済の成熟化や人口の高齢化を背景として、家計における資産運用の重要性が高まるとともに、資産形成ニーズも多様化してきています。また、新たな金融技術やIT技術の進展なども背景として、既存の利用者保護のための法制の対象とならない金融商品が次々と販売されるようになってきています。このような規制のない新しい金融商品については、外国為替証拠金取引の例にみられるように、詐欺的な販売が行われる例も見られ、利用者保護策を講じる必要性が指摘されています。

一方、既存の金融機関においても、従前の業態の枠を超えて様々な金融商品・サー

ビスを取り扱う傾向が見られますが、提供する金融商品によって、複数の異なる法律により規制されていることから、縦割り業法規制による金融イノベーションの阻害も指摘されてきています。

このようなことから、利用者が各自のニーズに応じた多様な金融商品・サービスを、安心して利用できる金融システムの構築が求められています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 金融先物取引法等の整備状況

金融審議会金融分科会第一部会において、平成 16 年 4 月以降、外国為替証拠金取引に対するより効果的・抜本的な規制のあり方について議論がなされ、同年 6 月 23 日に以下を論点とする報告書がとりまとめられました。

ア. 業者の適格性の確保について

イ. 業者に対する行為規制について

ウ. 顧客資産を保全するための財務規制について

金融庁では、報告書の主旨を踏まえて金融先物取引法等の改正作業を行い、昨年の臨時国会（第 161 回）に提出し、成立しました。（16 年 12 月 1 日成立、同月 8 日公布）

（関連法令の状況）

ア. 金融先物取引法施行令 17 年 6 月 10 日公布（同年 7 月 1 日施行）

イ. 金融先物取引法施行規則 同年 6 月 16 日公布（同年 7 月 1 日施行）

ウ. 金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令 同年 6 月 16 日公布
（同年 7 月 1 日施行）

【金融先物取引法の主な改正の概要】

ア 定義の改正

一般顧客（金融先物取引に関する専門的知識及び経験のない者）を相手方として行う店頭金融先物取引又はその媒介等を「金融先物取引業」の定義に含め、当該取引等を取り扱う業者を「金融先物取引業者」として規制の対象とする等、定義規定を改めることとしました。

イ 先物取引業者の登録

金融先物取引業を登録制とし、株式会社又は銀行等の金融機関でなければ行うことができないこととするほか、所要の登録拒否要件等を整備しました。

ウ 行為規制の拡充

（ア） 誠実公正義務

金融先物取引業者並びにその役員及び使用人は、委託者等に対して誠実

かつ公正に、その業務を遂行しなければならないこととしました。

(イ) 禁止行為

金融先物取引業者が、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘をすること等を禁止することとしました。

(ウ) 適合性の原則

金融先物取引業者は、顧客の知識、経験等に照らして不相当と認められる勧誘を行い顧客保護に欠けることとなること等のないよう業務を行わなければならないこととしました。

エ 自己資本規制比率

金融先物取引業者（銀行等を除く。）は、資本等の合計額から固定資産等を控除した額の、その行っている金融先物取引等により発生しうる危険に対応する額の合計額に対する比率（自己資本規制比率）を算出し、内閣総理大臣に届け出なければならないこととし、金融先物取引業者は、自己資本規制比率が 120%を下回ることをしないようしなければならないこととしました。

オ 外務員登録

金融先物取引業者は、その役員又は使用人のうち、金融先物取引の受託等を行う者について、登録を受けなければならないこととする等、外務員に係る規定を整備しました。

② 広報活動

17 年 1 月 19 日、改正法の概要や施行までの注意すべきポイント等をまとめた「いわゆる外国為替証拠金取引について」^{*}を更新し、金融庁ホームページに掲載しました。

③ 金融審議会金融分科会第一部会の開催状況（投資サービス法（仮称）関連）

金融審議会金融分科会第一部会においては、一昨年末（15 年 12 月 24 日）にとりまとめられた同部会の報告書「市場機能を中核とする金融システムに向けて」などを踏まえ、昨年 9 月以降、以下の論点を柱として、投資サービスにおける投資家保護のあり方についての検討を本格化させ、計 14 回の審議を経て、投資サービス法（仮称）の基本的な考え方を「中間整理」としてとりまとめました（17 年 7 月 7 日）。

ア. 投資サービスの対象範囲

イ. 規制内容

ウ. 集団投資スキーム（ファンド）

エ. 市場のあり方について

^{*} <http://www.fsa.go.jp/ordinary/iwagai/index.html>

オ. ルールの実効性の確保（エンフォースメント）

【金融審議会第一部会における「投資サービス法（仮称）」の審議状況】

開催日	審議内容
第20回（平成16年9月28日開催）	○今後の金融審議会金融分科会第一部会の進め方について ○開示制度をめぐる論点項目について
第21回（平成16年11月19日開催）	○金融先物取引法の一部を改正する法律案等について ○EUにおける投資サービス法制について ○米国における投資サービス法制について
第22回（平成16年12月1日開催）	○報告及び前回の質問に対する回答 ○対象範囲・定義方法について（1） ○自由討議
第23回（平成16年12月24日開催）	○第一部会報告（案）について ○対象範囲・定義方法について（2） ○規制内容について（1）
第24回（平成17年1月21日開催）	○金融改革プログラムについて ○対象範囲・定義方法について（3） ○規制内容について（1）
第25回（平成17年2月8日開催）	○規制内容について（2） ○集団投資スキーム（ファンド）について（1）
第26回（平成17年3月3日開催）	○証券取引法の見直しについて ○集団投資スキーム（ファンド）について（1）
第27回（平成17年3月16日開催）	○規制内容について（3） ○ルールの実効性の確保（エンフォースメント）について（1）
第28回（平成17年3月30日開催）	○ルールの実効性の確保（エンフォースメント）について（1） ○市場のあり方について（1）
第29回（平成17年4月15日開催）	○投資信託協会及び投資顧問業協会からのヒアリング ○「集団投資スキーム（2）」及び「市場のあり方（2）」について
第30回（平成17年4月28日開催）	○証券取引法改正案について ○投資サービス法の討論の前提 ○投資サービス法についての論点整理 ○自由討議
第31回（平成17年5月27日開催）	○中間整理（議論のたたき台）について
第32回（平成17年6月28日開催）	○中間整理（議論のたたき台）について
第33回（平成17年7月7日開催）	○中間整理（案）について

（2）評価

前述のとおり、金融先物取引法改正に伴い、委託者等の保護上支障をきたすことのないよう、財務面・人的構成等の観点から登録拒否要件を明記するとともに、業者に対する行為規制の厳格化、自己資本規制の導入等といった措置により、事後監視型の委託者等保護策を強化しており、政策目標である「投資者の保護」の達成に資するものとなっています。

また、投資サービスにおける投資家保護のあり方について検討を行うため、16年9月以降、金融審議会金融分科会第一部会を計14回開催しました（17年7月7日現在）。

17年7月にとりまとめられた「中間整理」においては、前述の五つの論点（① 投資サービスの対象範囲、② 規制内容、③ 集団投資スキーム（ファンド）、④ 市場のあり方について、⑤ ルールの実効性の確保（エンフォースメント））を柱として基本的な考え方が示されています。

今後、金融審議会においては、より具体的な、措置すべき内容についての検討に移る方針であり、こうした金融審議会の議論の結果を踏まえつつ、「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた作業が実施される予定です。ひいては、横断的法制の下

で、「預金者、保険契約者、投資者等の保護」が確保され、金融イノベーションが促進されるとともに、業者間の健全な競争が働くことを通じ、「活力のある金融システム」が創造されることが期待されます。

6. 今後の課題

投資サービスにおける投資家保護のあり方については、金融審議会第一部会において、より具体的な、措置すべき内容についての検討に移る方針であり、金融庁としても、「中間整理」を踏まえ、「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた作業を実施することとしています。

以上を踏まえ、平成 18 年度において投資サービスに係るルール策定等の体制強化のための機構定員要求等を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

現時点では成果の発現は予定されていませんが、政策の達成に向け業務は適切に実施（「投資サービス法（仮称）」の法制化に向けた作業の実施）されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 関係法令等の整備状況
- ・ 金融審議会金融分科会第一部会での検討の状況

10. 担当部局

総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局銀行第1課、監督局証券課、証券取引等監視委員会